第１４回木津川市行財政改革推進委員会

会　議　次　第

日時：平成２３年８月２７日（土）
　　午後１時３０分～４時４５分
場所：木津川市役所１階　住民活動ｽﾍﾟｰｽ

１．開　　会

２．あいさつ（会長）

３．会議記録署名委員の指名

４．議　　事
（１）審　　議
　①　事業仕分けについて
　　１）リサイクル研修ステーション管理事業
　　２）資源ごみ・リサイクル・減量化事業（古紙回収補助金）
　　３）女性センター運営事業
　　４）やましろ保育園管理事業（バス運行業務委託）

（２）その他

５．閉　　会

《会議資料》
・次第
・資料１　平成２３年度木津川市事業仕分け

平成２３年度第１回木津川市事業仕分け

日時：平成23年8月27日（土）１３：３０～１６：45

会場：木津川市役所１階住民活動スペース

委員会の傍聴を希望される方は、次のことにご注意ください。

1　傍聴希望者は、委員会が指定する場所で「傍聴人受付簿」に必要事項を記入し、木津川市職員の指示に従ってください。

2　傍聴席は５０席用意しています（当日先着順)。
　傍聴席の指定はありません。

3　会議中は静かに傍聴してください。会場への出入りは自由となっていますが、会議の妨げにならないようお願いします。

4　次の事項のいずれかに該当する方は、傍聴席に入ることができません。
- ○　銃器、棒その他、人に危害を与え又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- ○　はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- ○　鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ステッカーの類を着用し又は携帯している者
- ○　ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者
- ○　笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- ○　酒気を帯びていると認められる者
- ○　その他、会議を妨害するおそれがあると認められる者

5　傍聴席では、次のことを必ずお守りください。
　お守りいただけない場合は、退席していただく場合があります。
- ○　会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- ○　私語、談笑等会議の妨げになるような行為をしないこと
- ○　携帯電話は電源を切るかマナーモードにすること
- ○　飲食又は喫煙をしないこと
- ○　不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと
- ○　その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと

6　会議中における議長の注意や制止などの指示に従わないときは、退場していただきます。

7　会議の傍聴に関しては、すべて木津川市職員の指示に従っていただきます。

※　今後の取組みの参考とさせていただきますので、受付時にお渡ししたアンケート用紙にご意見・ご感想をご記入いただき、お帰りの際には回収箱へ投函願います。

◎会場レイアウト図

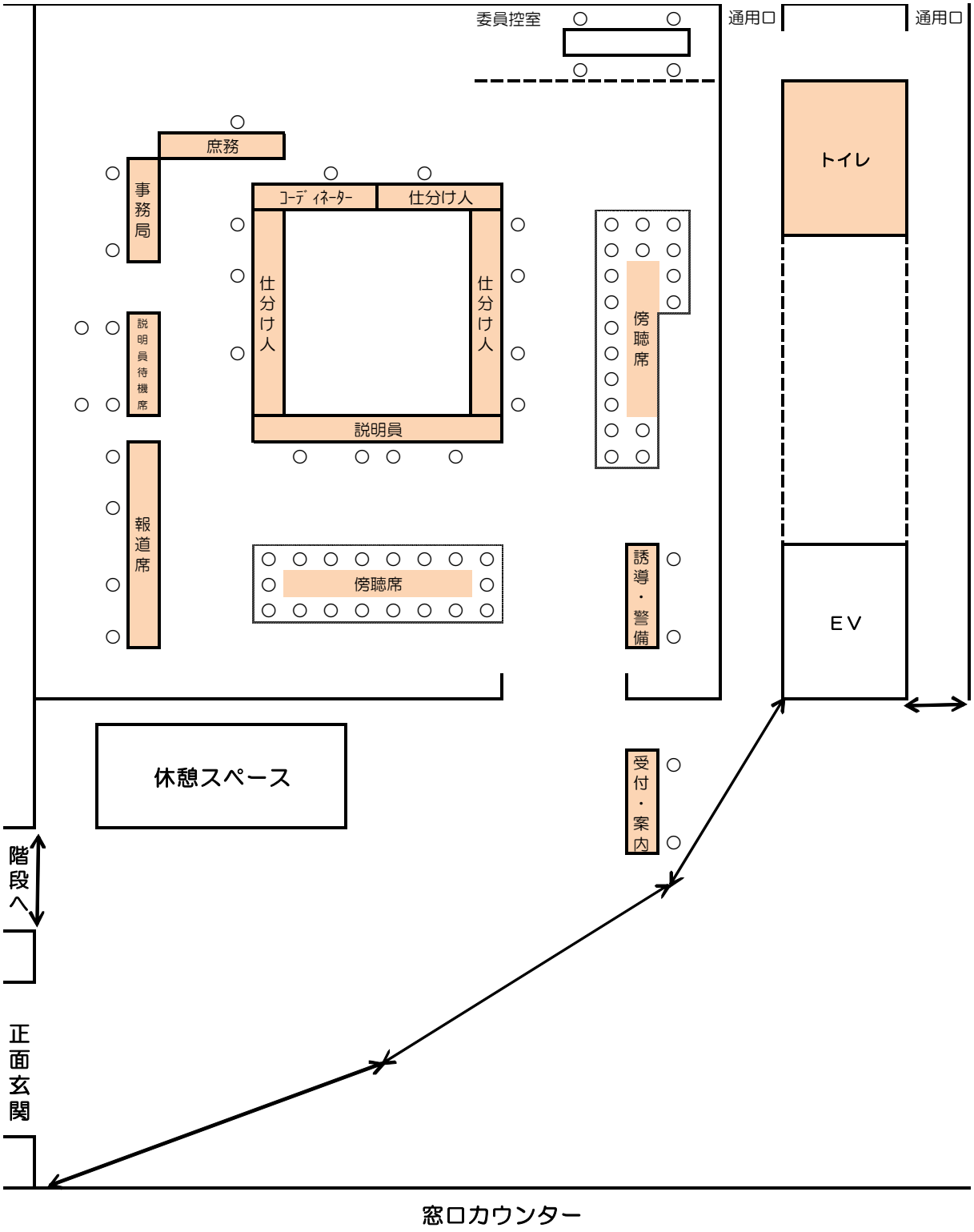
委員控室
通用口
通用口
トイレ
庶務
事務局
コーディネーター
仕分け人
仕分け人
仕分け人
説明員
説明員待機席
傍聴席
報道席
傍聴席
誘導・警備
EV
休憩スペース
受付・案内
階段へ
正面玄関
窓口カウンター

◎事業仕分けスケジュール

NO	予定時間	事業名	担当課	該当ページ
1	１３：４０～１４：２０	リサイクル研修ステーション管理事業	まち美化推進課	9
2	１４：２５～１５：０５	資源ごみ・リサイクル・減量化事業「古紙回収補助金」	まち美化推進課	17
	１５：０５～１５：１５	休　　憩		
3	１５：１５～１５：５５	女性センター運営事業	人権推進課	25
4	１６：００～１６：４０	やましろ保育園管理事業「バス運行業務委託」	子育て支援課	39

※ 審議の進捗状況により、時間が前後する場合があります。

◎対象事業の選定方法

職員提案のあった事業を内部選定基準により庁内行財政改革推進本部で絞り込み、行財政改革推進委員会で決定しました。

【内部選定基準】

①人件費、内部調整事務費や法定受託事務費等を対象外とした事業
②人件費を除く事業費が１００万円以上の事業
③事業の実施について、市の裁量の余地がある事業
④外部の視点から意見を聴く必要のあると思われる事業

木津川市行財政改革推進委員会委員名簿

（敬称略）

役職	委員氏名	所属等
会　長	澤井　勝（さわい　まさる）	奈良女子大学名誉教授
副会長	新川　達郎（にいかわ　たつろう）	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授
	竹田　秀人（たけだ　ひでと）	㈱南都銀行公務部公務グループ グループ長
	山岡　ナオミ（やまおか）	税理士
	山口　豊博（やまぐち　とよひろ）	特定社会保険労務士、経営士
	芳野　智（よしの　さとる）	ロート製薬㈱リサーチビレッジ京都　所長
	笠井　康弘（かさい　やすひろ）	公募委員
	清水　達雄（しみず　たつお）	公募委員
	杉本　正利（すぎもと　まさとし）	公募委員

事業仕分け実施要領

木津川市行財政改革推進委員会が実施しようとする事業仕分けは、木津川市が行っている行政サービスなどについて、施策そのものの必要性や仕事の進め方を議論し、現状における問題点や今後のあり方を考えていくためのものです。

指摘事項や結果については、今後の政策形成等への活用を図るため、市長に提言します。

１　対象事業数　　４事業程度（委員会開催１回あたり）

２　作業参加者　　・行財政改革推進委員会委員
（コーデイネーター【会長】・仕分け人【委員】）
・事業説明者

３　作業の流れ

事業説明（約５分）	市職員が、事業の要点や事業概要について説明する。 ●　事業の目的、事業内容（目標、期限等）、進捗、課題など
質疑・議論（約３０分）	仕分け人から説明者（市職員）に対して質問。その後、仕分け人同士で議論。 ●　目的の是非、達成手段としての妥当性、事業の効果・効率性、実施主体の適否など
評価・指摘（約３分）	仕分け人が、各自「仕分け作業シート」に記入 ●　仕分け６区分から１つを選択。 ●　国や府の規制等によって現実的には実施主体の変更ができない事業であっても、そもそも論で結論を出す。 ●　「理由」の選択（複数可）、理由や改善点の詳細などコメントを記入。 ●　⑵民間 または ⑸市実施（民間委託）を選択した場合は地域事業組成についても記入。
まとめ（約２分）	「仕分け」の結果について挙手による多数決。 ●　仕分け人から一言コメント ●　コーディネーターが結果を総括

４　仕分けの区分　　事業そのものの要・不要や仕事のやり方を議論・評価することにより、次の６区分に仕分けます。

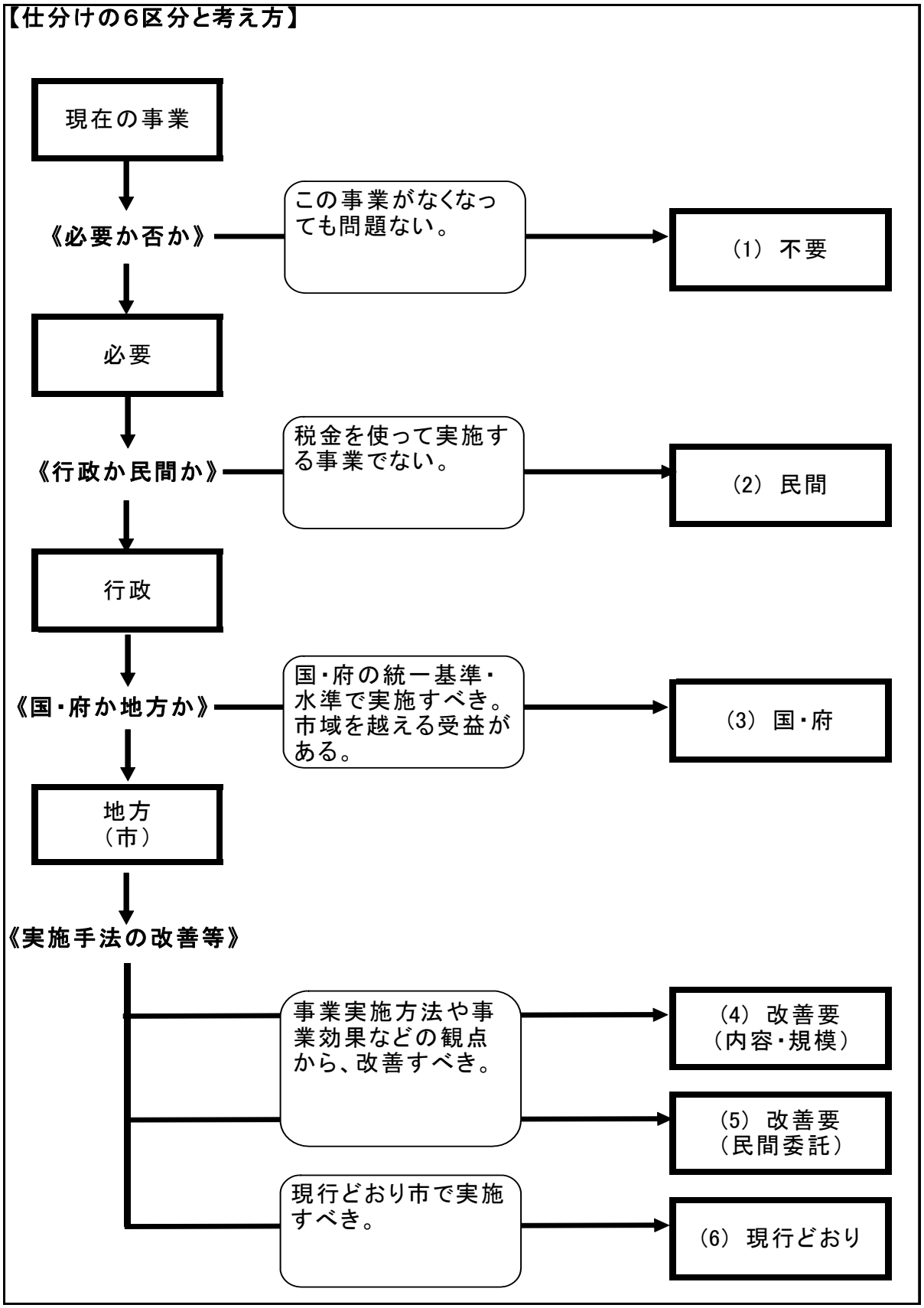

【仕分け作業シート】

事業名		市事業費 （単位：千円）		内、一般財源		記入者	

	仕分け	理由（複数選択可）			理由補足、助言詳細
事業仕分け	(1) 不要（自治体としても民間事業としても）	① 実施する妥当性がない ④ 他の事業と重複している	② 目的の達成手段として不適当 ⑤ 段階的に廃止すべき	③ 効果がない、あるいは薄い ⑥ その他	
	(2) 民間（NPO、地域団体も含む）	① 行政の役割終了 ④ その他	② 民間を圧迫または競合	③ 民間の方が効果的・効率的	
	(3) 国・府	① 本来国又は府の業務 ④ その他	② 国又は府が実施する方が効果的・効率的	③ 市で対応することが難しい	
	(4) 市実施（改善）	① 利用者ニーズの再把握が必要（長期化等） ④ 事業規模の拡大が必要 ⑦ 補助額、あるいは補助率を引き下げるべき ⑩ 利用料を引き上げるべき	② 事業内容の抜本的な見直しが必要 ⑤ 業務処理の効率化を図るべき ⑧ 補助額、あるいは補助率を引き上げるべき ⑪ 利用料を引き下げるべき	③ 事業規模の縮小が必要（規模過大） ⑥ 財源確保の努力をすべき（広告収入等） ⑨ 数値目標や終期設定が必要 ⑫ その他	
	(5) 市実施（民間委託）	① 民間委託を実施すべき ④ その他	② 民間委託の対象を拡大すべき	③ 民間の委託先を変更すべき	
	(6) 市実施　現行どおり	① 現行どおり進めることが望ましい	（事業内容、事業規模、事業手法）		

	地域事業組成	民営化、委託の相手	主体選定の条件	助言詳細
地域事業組成	(2) 民間（NPO、地域団体も含む） を選んだ場合	(a) 民間企業 (b) 社会福祉法人、NPO法人など (c) 地域団体（自治会、老人会、子供会など） (d) その他（　　）	① 公設民営 ※施設等は公共が保有し、民間に運営を委託。 ② 民設民営 ※施設等を民間に移譲し、民間がすべて運営。	
	(5) 市実施（民間委託） を選んだ場合	(a) 民間企業 (b) 社会福祉法人、NPO法人など (c) 地域団体（自治会、老人会、子供会など） (d) その他（　　）	① 協働型委託 ※民間提案も踏まえ、民間自主事業とあわせて協働で事業実施。 ② 指定管理者制度 ※市が指定した民間が公の施設を管理・運営。 ③ 専門技能活用型部分委託 ※専門技能を有する事業の一部を民間委託（点字作成、講座運営など）。	

【調査票の見方】

実施計画調査票　兼　事務事業評価調査票

(1)Face【基本事項】

「第1次木津川市総合計画の施策体系」を記入しています。

プロフィール	年度	平成23年度				
	事業名	予算事業名または基本計画掲載事業				
	予算科目、事業コード	会計 - 款 - 項 - 目 - 事業コード			評価責任者	
	基本計画での位置付け	章	施策の主要目標	施策	主な取り組み	記入者(係)	
	主な取り組み	「主な取り組み」の名称				(氏名)	
	主な事業等	主な事業等				開始年度	事業の開始年度

(2)Plan【計画】

事業の目的を記載しています。

当該年度に実施する事業内容とその事業量を記載しています。

事業の概要	目的	対象(何を、誰に)	
		目的(どのような状態にしたいのか)	
		全体事業の概要(どれだけ、いつまで)	
	各年度の手段(どの年度にどれだけ)	平成22年度	
		平成23年度	
		平成24年度	
	実施方法(誰が、どのように)	□ 直接実施	
		□ 委託業務又は指定管理	(委託先又は指定管理者:　)
		□ 補助金(直接・間接)	(補助先及び実施主体:　)
		□ 貸付	(貸付先:　)

(3)Do【実施】

事業開始から完了までに要する経費を記入しています。ただし、永続的な事業は、空欄となってい

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	総事業費	備考
コスト	予算額(千円)	当初予算額	当初予算額	当初予算額	見込額	見込額		
	決算額(千円)	決算額	決算見込額	空欄	空欄	空欄		
	一般財源							
	国庫・府補助	決算額	決算見込額	予算額	見込額	見込額		
	その他特定財源	決算額	決算見込額	予算額	見込額	見込		
	地方債							
	従事職員数 正職員							
	従事職員数 臨職等							
	人件費							
	事業費合計(千円)							

		名称	補助率(負担割合)	備考
特定財源の詳細(H21)				
内訳	国庫補助	補助金の名称	補助率又は『定額』	
	府補助	補助金の名称	補助率又は『定額』	
	その他特定財源	その他特財の名称	補助率又は『定額』	

【正職等】
年間予想実労働日数から従事人数を算出し、各年度の平均給与（H21:8,116千円、H22:8,126千円、H23～:8,070千円）をかけて算出しています。
【臨職等】
嘱託職員及び臨時職員の人数（年間1,876時間／人）を算出し、各年度の平均給与・賃金等（全年度ともに2,200千円）をかけて算出しています。

平成22年度事業費内訳

事業を構成する主な事業とその事業量、事業費を記載しています。

実施結果(前年実績、どうなったのか)	平成22年度の実施結果を記載しています。

(4) Check【検証】

			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	最終目標	推移
評価指標	活動	事業活動の結果（実施回数、対象者数など）を示す指標							
		単位							
	コスト	単位あたりのコストを示す指標（事業費合計/活動指標）							
		単位							
	成果	事業の成果を示す量的指標（事業の目的に対応）							
		単位							

設定した指標に基づく数値を記入しています。

総合評価			達成度	効率性	成果	評価結果
	3：高い（良くなった） 2：普通（変わらない） 1：低い（好ましくない）	実施事業評価	0	0	0	達成度 3
		継続性評価	目的・対象・手段の妥当性	緊急性・必要性		
			0	0		

次の区分により、担当課が自己評価し、該当する数値を記入しています。
１：当初の目標値を達成できなかった。
２：概ね当初の目標を達成できた。

(5) Action【改善】

改善・改革	今後の方向性	□ 終了　□ 縮小等による見直し　□ 効率化等による見直し　□ 継続　□ 充実 現状のまま継続するのか、改善・拡充・縮小するのか、今後の方向性を記載しています。
	方向性の理由	今後の方向性の理由を記載しています。
	改革プラン	コストの削減、成果の向上のための取り組み内容を記載しています。

(6) Reference【参考】

参考	比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）	他団体での取り組み事例などを記載しています。
	特記事項 （根拠法令・事業の沿革など）	根拠法令を記載すると共に、これまでに、事業の改善・拡充・縮小などを実施している場合、その時期と内容を記載しています。

実施計画調査票　兼　事務事業評価調査票

(1)Face【基本事項】

プロフィール	年度	平成23年度	作成年月日	平成23年7月26日
	事業名	リサイクル研修ステーション管理事業	所管	まち美化推進課
	予算科目、事業コード	1－4－1－8、1433	評価責任者	田中敬士課長
	基本計画での位置付け	6　2　1　1	記入者(係)	リサイクル研修ステーション
	主な取り組み	環境教育と環境保全活動の推進	(氏名)	今中　良明
	主な事業等	リサイクル研修ステーション運営	開始年度	平成9年度

(2)Plan【計画】

事業の概要	目的	対象(何を、誰に)	リサイクル研修ステーション来館者及び施設
		目的(どのような状態にしたいのか)	環境保全やごみ減量につながる情報を発信する館の運営を円滑に実行するため。
		全体事業の概要(どれだけ、いつまで)	地球温暖化防止対策から身近なごみ問題まで、研修と実践の場として、リサイクル研修ステーション運営管理を行い、各種事業の積極的な取組みを行う。
	各年度の手段(どの年度にどれだけ)	平成23年度	リサ研施設等の整備と植栽(施設周辺のグリーンカーテン花壇)によるイメージアップを図る。
		平成24年度	同上
		平成25年度	同上
	実施方法(誰が、どのように)	☑ 直接実施	
		☑ 委託業務又は指定管理	(委託先又は指定管理者:施設保守点検業者)
		☐ 補助金(直接・間接)	(補助先及び実施主体:　)
		☐ 貸付	(貸付先:　)

(3)Do【実施】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	総事業費	備考
コスト	予算額(千円)	3,572	3,444	3,677	3,677	3,677		
	決算額(千円)	3,786	3,188					
	一般財源	2,969	2,462	2,754	2,754	2,754	0	
	国庫・府補助							
	その他特定財源	817	726	923	923	923		
	地方債							
	従事職員数 正職員	0.30	0.20	0.20	0.20	0.20		
	従事職員数 臨職等	0.3	0.6	0.6	0.6	0.6		
	人件費	3,095	2,945	2,934	2,934	2,934		
	事業費合計(千円)	6,881	6,133	6,611	6,611	6,611		

特定財源の詳細(H22)		名称	補助率(負担割合)	補助額等
内訳	国庫補助			
	府補助			
	その他特定財源	諸収入:リサ研光熱水費負担金	ｼﾙﾊﾞｰ(1/5)、緑化(1/10)	電気代
		諸収入:リサ研光熱水費負担金	ｼﾙﾊﾞｰ(1/4)、緑化(1/4)	ガス・水道・機械警備代

平成22年度事業費内訳	細事業	事業量	事業費(千円)
	光熱水費		1,821
	修繕料		148
	施設管理委託料		507

実施結果(22年度実績、どうなったのか)	来館者数は本年度は7,246人であり、対前年度比30.6%増となった。 また、施設の省エネを推進し、光熱水費は対前年度比で9%(187千円)を削減した。

(4) Check【検証】

評価指標		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	最終目標	推移
活動	開館日数(ﾘｻｲｸﾙ・展示物・見学・学習等) 単位;日	292	295	295	295	295		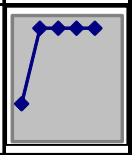
コスト	事業費合計／開館日数(ﾘｻｲｸﾙ・展示物・見学・学習等) 単位;円	23,564	20,791	22,410	22,410	22,410		
成果	延べ来館者数 単位;人	5,548	7,246	7,500	7,700	8,000		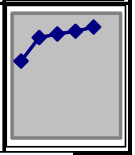

総合評価		達成度	効率性	成果
3:高い(良くなった) 2:普通(変わらない) 1:低い(好ましくない)	実施事業評価	3	2	3
	継続性評価	目的・対象・手段の妥当性 2	緊急性・必要性 2	

評価結果

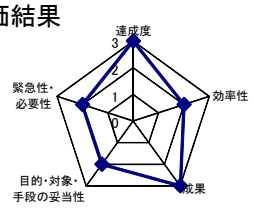

(5) Action【改善】

改善・改革		
	今後の方向性	☐ 終了　☐ 縮小等による見直し　☐ 効率化等による見直し　☑ 継続　☐ 充実 立地条件と施設構造上のマイナス面を払拭するため、リサ研事業に係る広報活動の充実と施設のイメージチェンジを図るための施設整備を行う。
	方向性の理由	来館者の多くから、施設の所在がわかりにくく木津川市ｼﾙﾊﾞｰ人材センターや木津川市公園都市緑化協会との雑居状態の弊害を指摘されているため、当施設の独自性を出す必要がある。
	改革プラン	リサ研施設等の整備と植栽によるイメージアップを図り、市民の来館を促す方法を検討する。

(6) Reference【参考】

参考		
	比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	リサイクル研修センターの設置状況 城陽市;組合立で設置(城南衛生管理組合) 京田辺市;甘南備園内にリサイクルプラザ設置
	特記事項 (根拠法令・事業の沿革など)	根拠法令;木津川市リサイクル研修ステーション条例、木津川市リサイクル研修ステーション条例施行規則

事業概要説明資料

事業名：リサイクル研修ステーション管理事業

担当課：まち美化推進課

この事業の目的は

３Ｒ（リデュース[廃棄物発生抑制]・リユース[再使用]・リサイクル[再生利用]）推進や環境保全のため、市民の皆さんが自ら「学ぶ」「考える」「行動する」ために、そのお手伝いをする場所として各種事業を展開しています。

この事業は、いつ、どこで、何を、誰にしていますか？
（補助金を出している場合は、相手はどんなことをしている団体ですか？）

日常的に、リサイクル研修ステーションを拠点として、上記目的の達成のため、広く市民に開放しています。

事業の結果はどうでしたか？

当該活動は、すぐに結果がでるものではありませんが、徐々に定着していると自負しています。

その他

当該施設は、市の施策だけを実施しているのではなく、市長が委嘱する廃棄物減量等推進員及びこどもエコクラブの活動拠点として、重要な役割を果たしています。また、土・日曜日にも開館していることから、緊急対応（特にゴミ関係）にも対処しています。

予算を何に使っていますか？（平成 22 年度決算額）

内　　容	金　　額(円)	備　　考
施設管理経費	3,188,000	
（こどもエコクラブ事業）		（592,000）
（リサイクル実践事業）		（1,115,000）
（資源・ごみリサイクル減量化事業）		（1,663,000）
その他		
	3,188,000	

リサイクル研修ステーションのご案内

リサイクル研修ステーションでは、3R推進や環境保全のため、さまざまなことに取り組んでいます。市民の皆さん一人ひとりが、自ら「学ぶ」「考える」「行動する」ために、そのお手伝いをする場所として設立しています。あなたも「ごみの減量」や「環境保全」について、身近なことからはじめてみませんか。

◆リユースコーナー

リサイクル研修ステーションでは、「リユースコーナー」として家庭で不要となった物を持参いただき、再使用品として無償で広く市民の皆さんにお譲りしています。「もったいない」の精神で物を大切にし、リユース（再使用）をおこなうことで、ごみを減らしましょう。搬入搬出は各自でお願いします。なお、家具などを除くリユース品の持ち込みは、各支所地域総務課でも受付しています。

◆さき織工房

はた織機を常設しています。要らなくなった布を裂いて織ることで、新しい布としてリサイクル（再生利用）ができ、どなたでも無料で利用することができます。（要予約）

◆生ごみ処理機の運営

木津学校給食センターから出る生ごみを、生ごみ処理機で堆肥にしています。堆肥は市内の公共施設などで利用しています。ご希望であれば市民の方へもお譲りします。（要予約）

◆廃棄物減量等推進員の会（通称：エコリーダー「くるっと」）

エコリーダー「くるっと」は、リサイクル研修ステーションを拠点にして、市のごみを減らすことを目的に活動している団体です。主な活動は、古布ぞうり作りなどのエコ手芸教室や、環境まつり・フリーマーケットの開催など、楽しみながらごみを減らすことを目的に活動しています。皆さんも参加し、一緒に取り組んでみませんか。

◆こどもエコクラブ、こどもエコクラブサポーターの会

「こどもエコクラブ」とは、地域や学校で仲間と一緒に環境について考え行動するグループのことで、その活動を応援しようと集まった大人のボランティアの会が「こどもエコクラブサポーターの会」です。

現在、木津川市ではこどもエコクラブに145人、サポーターの会に16人が登録し、リサイクル研修ステーションを拠点に、古布を使ったさき織りや里山探検など様々な体験を通じて環境学習に取り組んでいます。

「エコクラブ」「サポーターの会」ともに、会員募集中

その他さまざまなイベントを企画していますので、ぜひ「リサイクル研修ステーション」にお越しください。

問合せ リサイクル研修ステーション（木津神田2-1）
☎75-2140
（休館日／月曜、祝日、月曜が祝日の場合翌日）

場所

木津川市リサイクル研修ステーション

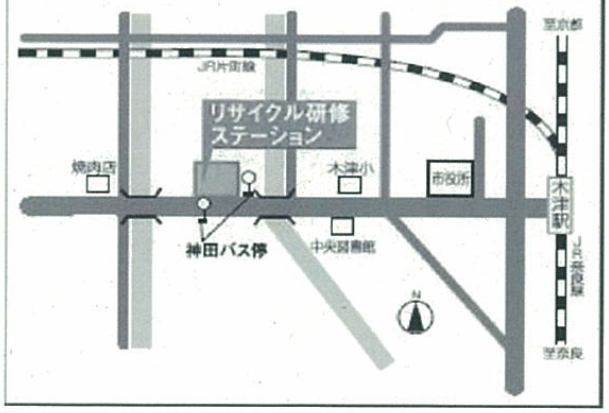

リサイクル研修ステーション管理事業説明資料

開設年月日	平成９年４月１日
開館日	火曜日～日曜日　８:30～17:00 休館日；月曜、祝日（月曜日が祝日のときは翌日） 〔入館料は無料〕
配置職員の状況	正規職員２名 臨時職員２名 〔事務１名（９:30～16:00）・用務１名（８:15～11:00）〕
研修ステーション内の実施事業	リサ研の運営、地球温暖化対策、こどもエコクラブ活動の支援、環境教育の推進等
施設本体の経過	昭和 48 年に郵便局として建設、平成８年度に改修工事を行い、平成９年度からリサイクル研修ステーションとして生まれ変わる。
年間来客者数の推移	平成 21 年度：5548 人 平成 22 年度：7246 人
来客者の内容（学校他）	基本的に来客者は一般市民であるが、市内小学校等の４年生が環境学習として年間６～７校の来館をいただいている。
施設貸出の有無	無
駐車場の状況	日常は問題ないが、イベント時には不足。
利用者アンケート等の実施	未実施
利用者の世代層	こどもから高齢者まで幅広く利用。
施設の啓発方法	広報連載、エコリーダーくるっとの「くるっとだより」や木津川市ホームページでもＰＲ活動を行っている。
施設年間スケジュール	別紙１のとおり

平成23年度第1回事業仕分け
リサイクル研修ステーション管理事業　参考資料

平成22年度リサイクル研修ステーション実施事業

月	リサ研単独事業	「くるっと」関連事業	こどもエコクラブ関連事業
4	・リユースコーナーの運営 ・生ごみ処理機の運営	・「くるっと」役員会、及び定例会	
5		・布ぞうり講習会 ・「くるっと」役員会、及び定例会	・こどもエコクラブ発足式　・エコキャンドル作り ・こどもエコクラブサポーター会議
6	・エコバッグ講習会	・布ぞうり講習会 ・「くるっと」役員会、及び定例会	・水質調査
7	・エコバッグ講習会	・エコ工作「新聞エコバッグ」教室　・視察研修 ・「くるっと」役員会、及び定例会	・自然観察会 ・こどもエコクラブサポーター会議
8		・エコ工作「親子で作る万華鏡作り」教室 ・「くるっと」役員会、及び定例会	・さき織教室 ・そばの種まき
9	・環境ポスター展	・布ぞうり講習会 ・「くるっと」役員会、及び定例会	・こどもエコクラブサポーター会議
10	・木工教室 ・フリーマーケットの開催	・「くるっと」役員会、及び定例会	・秋の自然観察会
11	・環境まつりの開催	・「くるっと」役員会、及び定例会	・そばの刈り取り　・壁新聞作り　・環境まつりへの参加 ・こどもエコクラブサポーター会議
12		・「くるっと」役員会、及び定例会	・クリスマスオーナメント作り ・京都府環境フェスティバル交流会への参加
1		・落葉で堆肥づくり ・「くるっと」役員会、及び定例会	・そば打ち体験 ・こどもエコクラブサポーター会議
2		・布ぞうり講習会（出前講座）　・エコツアー ・「くるっと」役員会、及び定例会	・いきもの調査
3		・「くるっと」役員会、及び定例会	・こどもエコクラブサポーター会議

リサイクル研修ステーション

リサイクル研修ステーション全景

駐車場

館内入口

館内展示１

リサイクル研修ステーション

館内展示２

館内展示３

館内展示４

館内展示５

（様式 1）

実施計画調査票　兼　事務事業評価調査票

（1）Face【基本事項】

プロフィール	年度	平成23年度		作成年月日	平成23年7月26日
	事業名	資源ごみ・リサイクル・減量化事業（古紙）		所管	まち美化推進課
	予算科目、事業コード	4-2-2-141、1473		評価責任者	田中　敬士 課長
	基本計画での位置付け	6	2 / 1 / 1	記入者（係）	環境推進係
	主な取り組み	環境教育と環境保全活動の推進		（氏名）	大畑　和也
	主な事業等	3 各種リサイクル・環境保全イベント		開始年度	平成３年度

（2）Plan【計画】

事業の概要	目的	対象（何を、誰に）	市内の地域の古紙集団回収実施団体（H23.3末時点149団体・回収総量2,763,039kg） なお、補足として、集団回収未実施の地域等においては拠点回収を実施
		目的（どのような状態にしたいのか）	資源として利用可能な古紙類の回収事業を地域において積極的に実施することで、ごみの減量化及び処理コスト削減、資源としての有効利用促進を図る。
		全体事業の概要（どれだけ、いつまで）	古紙の集団回収未実施地域等への啓発活動を行い、住民と行政によるごみ問題解決への社会意識の高揚を図りながら、市内全域への事業普及を促進していく。
	各年度の手段（どの年度にどれだけ）	平成23年度	集団回収未実施地域等の把握に努め、該当地域への啓発活動を行う。
		平成24年度	集団回収未実施地域等の把握・整理をし、該当地域への啓発活動を行い、実施団体数増を目指す。
		平成25年度	集団回収実施団体数増を目指し、古紙回収量の増加を図る。
	実施方法（誰が、どのように）		☐ 直接実施
			☐ 委託業務又は指定管理　（委託先：拠点回収分）
			☐ 補助金（直接・間接）　（補助先及び実施主体：ごみ回収自治会等）
			☐ 貸付　（貸付先：　）

（3）Do【実施】

コスト		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	総事業費	備考
	予算額（千円）	17,434	17,412	17,380	18,000	18,000		
	決算額（千円）	14,160	13,816					
	一般財源	14,160	13,816	17,380	18,000	18,000	0	
	国庫・府補助							
	その他特定財源							
	地方債							
	従事職員数　正職員	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20		
	従事職員数　臨職等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	人件費	1,623	1,625	1,614	1,614	1,614		
	事業費合計（千円）	15,783	15,441	18,994	19,614	19,614		

特定財源の詳細（H22）	名称	補助率(負担割合)	補助額等
内訳　国庫補助			
内訳　府補助			
内訳　その他特定財源			

平成22年度事業費内訳	細事業	事業量	事業費（千円）
	古紙回収補助金	2,763,039kg	13,816

実施結果（22年度実績、どうなったのか）	古紙集団回収実施団体149団体に対し、回収総量2,763,039kg×単価5円＝補助金13,815,195円を交付

(4)Check【検証】

評価指標		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	最終目標	推移
活動	古紙回収補助団体数 単位；団体	143	149	150	152	154		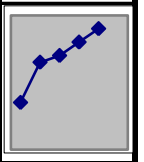
コスト	事業費合計/古紙類回収補助団体数 単位；千円	110	104	127	129	127		
成果	全団体の古紙回収量 単位；kg	2,832,080	2,763,039	2,900,000	3,000,000	3,100,000		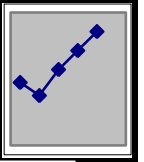

総合評価

3：高い（良くなった）
2：普通（変わらない）
1：低い（好ましくない）

実施事業評価	達成度	効率性	成果
	2	2	2

継続性評価	目的・対象・手段の妥当性	緊急性・必要性
	3	2

評価結果

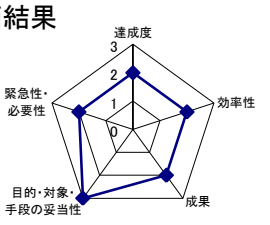

(5)Action【改善】

改善・改革		
	今後の方向性	□終了　□縮小等による見直し　□効率化等による見直し　□継続　□充実 宅地開発などによる新たな自治会等を含め、市内古紙回収未実施区域の自治会など市民団体に対する古紙類の集団回収と団体登録の啓発を積極的に行っていく。
	方向性の理由	ごみの減量化及び処理コスト削減、資源としての有効利用促進に向けた取組みとして、事業の定着と拡充をさらに推進する必要がある。
	改革プラン	市内全域をカバーする古紙回収事業となるよう、再度、既存の団体の実施状況（対象エリア等）も含めた調査を行い、広く啓発活動に努める。

(6)Reference【参考】

参考		
	比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）	京田辺市(京田辺市再生資源集団回収事業補助金交付要綱に基づき、交付対象7品目新聞・雑誌・段ボール・布類・紙パック 6円／kgビン・金属 3円／kgを、21年度は76団体で総回収量　2,432,349kg・補助金総額14,459,109円)、城陽市(城陽市資源再生利用補助金交付規則に基づき、古紙類等4品目（雑誌類・新聞・段ボール・古布）5円/kg+事務費2,000円を、21年度は134団体で総回収量 3,797,288kg・補助金総額19,254,440円)
	特記事項 （根拠法令・事業の沿革など）	根拠法令；木津川市古紙類等回収事業実施補助金交付要綱

事業概要説明資料

事業名：資源ごみリサイクル・減量化事業
（古紙類回収補助金）

担当課：まち美化推進課

この事業の目的は
各家庭からごみとして排出される以前に再利用できる古紙類の回収事業を地域において積極的に実施することにより、**ごみの減量化と資源としての有効利用を促進**するとともに、住民と行政による**ごみ問題解決への社会意識の高揚**を図る。

この事業は、いつ、どこで、何を、誰にしていますか？
（補助金を出している場合は、相手はどんなことをしている団体ですか？）
(1) 補助金の交付対象となる実施団体
自治会等各地域で構成する住民団体(特に制限なし。)
H22 年度 149 団体

(2) 補助金の交付条件
①古紙類（新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック、古紙類）を年 2 回以上実施していること。
②自ら回収し、処理をしていること。

事業の結果はどうでしたか？
(1) 平成 22 年度回収実績及び補助金の交付額
2,763t(149 団体)、13,816 千円（平均 93 千円/団体）
(2) 平成 22 年度の事業効果
①減量効果…約 20%（＝古紙類の収集量÷(古紙類の収集量＋燃やすごみの収集量)）
②財政効果…約 81,800 千円（古紙類の収集量×人口オーバー分に係る処分単価－補助金の交付額）

その他
(1) 京都府域における同種事業の取組み状況
２６団体中２２団体において同種事業有
(2) 今後の課題
燃やすごみには、まだまだ多くの古紙類が含まれており、古紙類の回収の取組みについて、更に市民の皆さんに取組んでいただけるよう、周知・啓発をすることが必要。

予算を何に使っていますか？（補助金の場合は、交付先団体の補助金の使い道）

内　　容	金　　額(円)	備　　考
特に補助金の使途は制限していない。		
その他		

資源ごみリサイクル・減量化事業（古紙類回収補助金）について

1　古紙類の回収実績と財政効果について

(1)　回収実績

項　　目		平成20年度	平成21年度	平成22年度	3ヵ年平均
1 燃やすごみの収集量	a	11,108t/年	11,276ｔ/年	11,111ｔ/年	11,165t/年
2 古紙類集団回収量	b	3,033t/年	2,832t/年	2,763t/年	2,876t/年
3 古紙類集団回収の実施団体数	c	141団体	143団体	149団体	144団体
4 古紙類集団回収のごみ減量効果	b÷(a+b)	約21.4%	約20.1%	約19.9%	約20.0%

一人・一日あたりの燃やすごみ・古紙類(集団回収)の収集量の推移

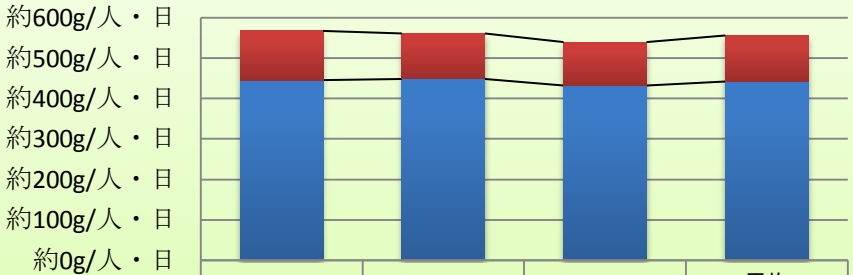

	H20	H21	H22	平均
■古紙類の集団回収量	約122g/人・日	約113g/人・日	約108g/人・日	約114g/人・日
■燃やすごみ収集量	約446g/人・日	約449g/人・日	約432g/人・日	約442g/人・日

実施団体の構成割合

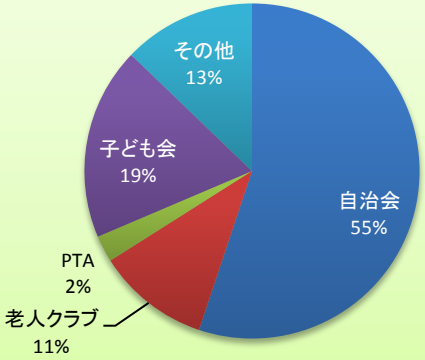

(2)　財政効果

・現在、木津川市の燃やすごみについて、打越台環境センターでは焼却しきれないため、燃やすごみの約45%を緊急避難措置として、民間処理施設に処理を委託しています。

・平成22年度において、古紙類の集団回収に取組まなかった場合、約96,000千円の処分費が必要となります。
一方、古紙類の集団回収に対する補助金は、13,816千円ですので、<u>約82,000千円の財政効果</u>があります。

○ごみの減量及び財政面に効果のある施策です。
○現在、廃棄物減量等推進審議会において、現状の施策の点検を行うとともに、更に効果的なごみ減量施策について、検討を進めています。

資源ごみリサイクル・減量化事業（古紙類回収補助金）について

(3) 資源ごみリサイクル・減量化事業(古紙類回収補助金）の流れ

古紙類等回収事業実施団体届出書の提出
↓
古紙類の回収事業の実施
↓
実績報告及び補助金の請求
↓
交付決定及び補助金の交付

※最初に取組まれる際に提出

※回収業者は、各実施団体において選定。

※通常、1月末までに提出。なお、　回収の際に、古紙類の重さを計量した伝票に基づき実績報告を作成

※通常、3月中旬頃に交付決定をし、その後、補助金を指定口座に振込

2　京都府域の同種施策の状況について(平成22年10月時点)

(1) 同種施策の状況

・同種施策を実施している自治体　　・・・22団体

・同種施策を実施していない自治体　・・・ 4団体（向日市、大山崎町、笠置町、南山城村）

(2) 補助金等の交付状況

・古紙類の回収に対する補助金の単価（京都市を除く）については、次のグラフに示すとおりです。

・なお、自治体によっては、従量による補助金に加えて、定額補助等を支給している自治体もあります。

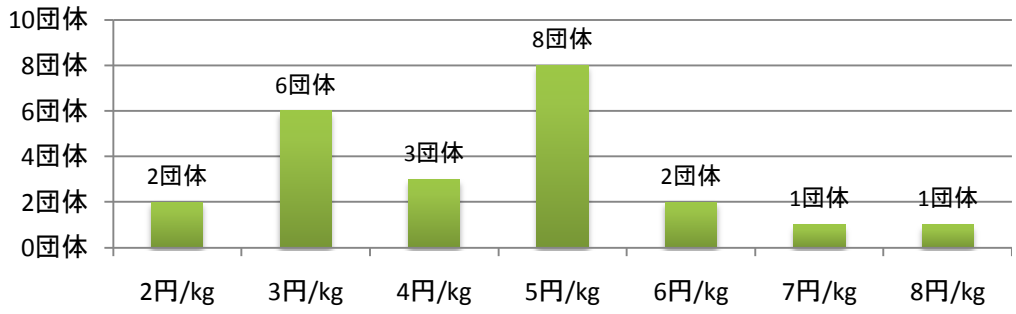

※古紙類の中で種別を区分している場合は、それぞれ計上

①補助金について、5円/kgの自治体が最も多い。

②補助金単価の平均値は、約4.4円/kgです。

資源ごみリサイクル・減量化事業（古紙類回収補助金）について

3　その他

(1)　資源ごみリサイクル・減量化事業（古紙類回収補助金）の周知等について

・資源ごみリサイクル・減量化事業（古紙類回収補助金）の取組みについて、毎年開催される地域長会議において説明
・広報きづがわを活用し、事業を紹介

↓

・木津南地区など、新規宅地開発による新たな自治会・グループの掘り起こしなどにより、未組織区域の解消を図る。

(2)　燃やすごみの組成分析結果について

燃やすごみの組成について、打越台環境センターで毎年行っているごみ質調査結果（※H17～H21の平均値）は、次のとおりです。
このごみ質調査結果をみると、燃やすごみとして収集したごみのうち、紙・布類が約25%含まれています。

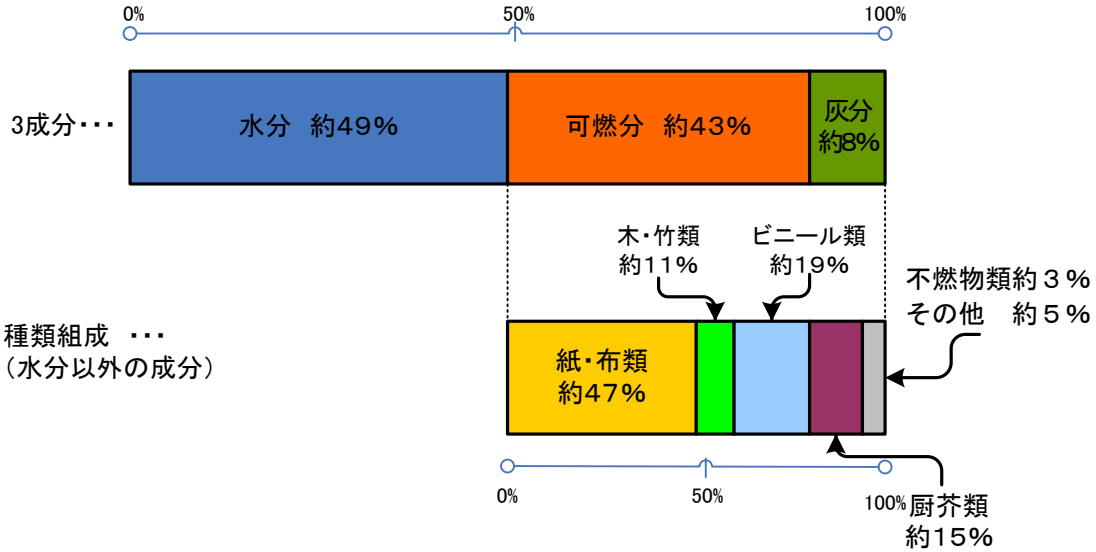

※燃やすごみの中には、古紙布類が、まだまだ多く含まれています。

※古紙布類の集団回収を進めることにより、ごみ処理に係る経費軽減が図られます。

資源ごみリサイクル・減量化事業（古紙類回収補助金）について

３　その他

(3) 参考　京都府域の資源ごみリサイクル・減量化事業の一覧(平成22年10月時点)

市町村名	回収ごみの種類	補助金額・報奨金額
京都市	古紙、古布、缶、びん、その他	1万円又は1万5千円/年・団体
向日市	－	
長岡京市	古紙､段ボール、牛乳パック	2 円/kg、10,000円/団体
大山崎町	－	
宇治市	古紙、古布、段ボール、雑誌	5 円/kg
城陽市	古紙、古布、段ボール、雑誌	5 円/kg 、2,000円/団体
久御山町	古紙、古布、段ボール、雑誌	8 円/kg
八幡市	古紙、古布、段ボール、雑誌	4 円/kg
京田辺市	カンビン、古紙、古布、段ボール	紙・布6円/kg、カンビン3円/kg
井手町	古紙、古布、牛乳パック、段ボール	5円/kg
宇治田原町	新聞紙、雑誌類、段ボール、古布	3円/kg
木津川市	古紙、古布、牛乳パック、段ボール	5円/kg
笠置町	－	
和束町	古紙、古布、牛乳パック、段ボール、アルミ缶	７円/kg
精華町	古紙、古布、牛乳パック、段ボール、アルミ缶	牛乳パック6円/kg、アルミ缶2円/kg、その他3円/kg
南山城村	－	
亀岡市	新聞・雑誌・段ボール・古布	5 円/kg
南丹市	古紙、古布、段ボール	(5円－業者買取単価×回収量(kg)
京丹波町	古紙（新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック）、古布	5円/kg以内
綾部市	新聞紙、雑誌、段ボール、その他紙類、古布	団体3円、事業所5円/kg（古布のみ）
福知山市	古紙、古布、段ボール、カンビン・鉄くず、牛乳パック	4円/kg
舞鶴市	アルミ類、古紙（新聞、雑誌、牛乳パック、段ボール）、古布、廃食用油	3円/kg（廃食用油にあっては5円/kg）
宮津市	古紙、古布、牛乳パック、段ボール	3円/kg
伊根町	ビン、古紙、古布、段ボール、牛乳パック	古布4円/kg、その他2円/kg
与謝野町	カン、ビン、古紙、古布、段ボール、牛乳パック、廃食用油	3円/kg＋逆有償補填（1/2以内で上限3円/kg）
京丹後市	新聞・雑誌・段ボール・紙パック	5円/kg＋逆有償補填

実施計画調査票　兼　事務事業評価調査票

(1)Face【基本事項】

プロフィール	年度	平成23年度		作成年月日	平成23年8月3日
	事業名	女性センター運営事業（運営事業）		所管	人権推進課
	予算科目、事業コード	1－3－1－10－1037		評価責任者	川﨑裕志課長
	基本計画での位置付け	7	1 1 1	記入者（係）	男女共同参画係
	主な取り組み	一人ひとりを尊重するまちづくり		（氏名）	小西　年子
	主な事業等	3　女性センター事業		開始年度	昭和61年度

(2)Plan【計画】

事業の概要	目的	対象（何を、誰に）	木津川市民
		目的（どのような状態にしたいのか）	女性の自立及び社会参加の促進並びに女性労働者の福祉の増進を図り、男女が支え合う社会の実現に寄与する。男女共同参画社会促進の拠点施設としての充実した運営を行う。
		全体事業の概要（どれだけ、いつまで）	女性の自立及び就業を支援する講座等の開催。相談業務。自主サークル活動の支援。
	各年度の手段（どの年度にどれだけ）	平成23年度	女性の自立及び就業を支援する講座等の開催。相談業務。自主サークル活動の支援。
		平成24年度	女性の自立及び就業を支援する講座等の開催。相談業務。自主サークル活動の支援。福祉会館まつりの開催。
		平成25年度	女性の自立及び就業を支援する講座等の開催。相談業務。自主サークル活動の支援。
	実施方法（誰が、どのように）		☑ 直接実施
			☐ 委託業務又は指定管理　（委託先又は指定管理者：）
			☐ 補助金（直接・間接）　（補助先及び実施主体：　）
			☐ 貸付　（貸付先：　）

(3)Do【実施】

コスト

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	総事業費	備考
予算額（千円）	1,010	958	867	860	860		
決算額（千円）	475	616					
一般財源	393	464	747	740	740	0	
国庫・府補助							
その他特定財源	82	152	120	120	120		
地方債							
従事職員数　正職員	0.40	0.45	0.55	0.55	0.55		
従事職員数　臨職等	0.7	1.2	1.4	1.4	1.4		
人件費	4,786	6,297	7,519	7,519	7,519		
事業費合計（千円）	5,261	6,913	8,386	8,379	8,379		

特定財源の詳細（H22）	名称	補助率(負担割合)	補助額等
内訳　国庫補助			
内訳　府補助			
内訳　その他特定財源	女性センター講座等テキスト料		152千円

平成22年度事業費内訳	細事業	事業量	事業費
	生活技術援助等講座	14講座／年	328千円
	MOS資格取得対策講座(Word)	2回／年	79千円

実施結果（22年度実績、どうなったのか）	平成22年度女性センター事業開催回数61回・参加者延べ962人、相談事業件数57件

(4) Check【検証】

評価指標		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	最終目標	推移
活動	事業開催回数 単位：回	62	61	65	65	65		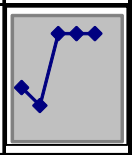
コスト	事業費合計／事業開催回数 単位：千円	85	113	129	129	129		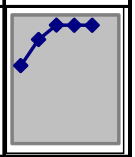
成果	事業参加者数 単位：人	931	962	1,000	1,030	1,060		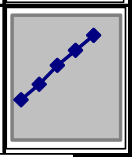

総合評価		達成度	効率性	成果
3：高い（良くなった） 2：普通（変わらない） 1：低い（好ましくない）	実施事業評価	2	2	2
	継続性評価	目的・対象・手段の妥当性 2	緊急性・必要性 2	

評価結果

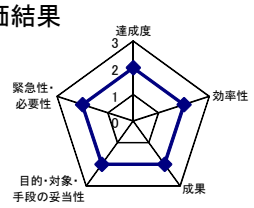

(5) Action【改善】

改善・改革		
	今後の方向性	☐ 終了　☐ 縮小等による見直し　☐ 効率化等による見直し　☑ 継続　☐ 充実 男女共同参画社会促進の拠点施設として事業を見直し、検討を図っていく。
	方向性の理由	本来の男女共同参画社会促進の拠点施設及びDV等の相談事業を確立するため。
	改革プラン	サービスの対象や水準の見直しを図る。

(6) Reference【参考】

参考		
	比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	城陽市　相談事業件数308件（女性相談、一般相談、専門相談含む） 京田辺市　相談事業件数217件（うち男性相談2件）
	特記事項 （根拠法令・事業の沿革など）	根拠法令：男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法 木津川市女性センター条例・木津川市女性センター条例施行規則 木津川市男女共同参画推進条例・木津川市男女共同参画推進条例施行規則

実施計画調査票　兼　事務事業評価調査票

(1)Face【基本事項】

プロフィール	年度	平成23年度			作成年月日	平成23年8月3日
	事業名	女性センター運営事業(管理事業)			所管	人権推進課
	予算科目、事業コード	1－3－1－10－1037			評価責任者	川﨑裕志課長
	基本計画での位置付け	7	1	1	1	記入者(係)	男女共同参画係
	主な取り組み	一人ひとりを尊重するまちづくり			(氏名)	小西　年子
	主な事業等	3　女性センター事業			開始年度	昭和61年度

(2)Plan【計画】

事業の概要	目的	対象(何を、誰に)	木津川市民
		目的(どのような状態にしたいのか)	男女共同参画社会促進の拠点施設としての充実した管理運営を行う。
		全体事業の概要(どれだけ、いつまで)	福祉会館(女性センター・相楽老人福祉センター)の管理運営。
	各年度の手段(どの年度にどれだけ)	平成23年度	福祉会館(女性センター・相楽老人福祉センター)の管理運営。
		平成24年度	福祉会館(女性センター・相楽老人福祉センター)の管理運営。
		平成25年度	福祉会館(女性センター・相楽老人福祉センター)の管理運営。
	実施方法(誰が、どのように)		☐ 直接実施
			☑ 委託業務又は指定管理　(委託先又は指定管理者:木津川市シルバー人材センター等)
			☐ 補助金(直接・間接)　(補助先及び実施主体:　)
			☐ 貸付　(貸付先:　)

(3)Do【実施】

			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	総事業費	備考
コスト	予算額(千円)		4,510	4,709	4,620	4,600	4,600		
	決算額(千円)		4,507	4,388					
	一般財源		4,376	4,283	4,540	4,520	4,520	0	
	国庫・府補助								
	その他特定財源		131	105	80	80	80		
	地方債								
	従事職員数	正職員	0.90	0.55	0.45	0.45	0.45		
		臨職等	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2		
	人件費		7,524	4,909	4,072	4,072	4,072		
	事業費合計(千円)		12,031	9,297	8,692	8,672	8,672		

特定財源の詳細(H22)		名称	補助率(負担割合)	補助額等
内訳	国庫補助			
	府補助			
	その他特定財源	女性センター使用料		103千円
		女性センター敷地占用料等		2千円

平成22年度事業費内訳	細事業	事業量	事業費
	清掃委託料		766千円
	夜間管理委託料		110千円

実施結果(22年度実績、どうなったのか)	平成22年度女性センター利用者数　8,602人、相楽老人福祉センター利用者数4,905人

(4)Check【検証】

評価指標		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	最終目標	推移
活動	開館日数 単位：日	298	301	303	300	300		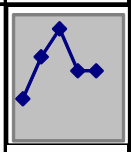
コスト	事業費合計／開館日数 単位：円	40,374	30,888	28,685	28,905	28,905		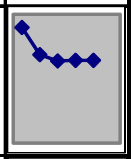
成果	年間利用者数（女性センター＋相楽老人福祉センター） 単位：人	13,511	13,507	13,500	13,500	13,500		

総合評価		達成度	効率性	成果
3：高い（良くなった） 2：普通（変わらない） 1：低い（好ましくない）	実施事業評価	2	1	2
		目的・対象・手段の妥当性	緊急性・必要性	
	継続性評価	1	2	

評価結果

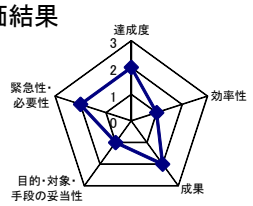

(5)Action【改善】

改善・改革		
	今後の方向性	☐ 終了　☐ 縮小等による見直し　☑ 効率化等による見直し　☐ 継続　☐ 充実 男女共同参画社会促進の拠点施設として活用を図る。
	方向性の理由	本来の男女共同参画社会の実現に向けての施設として充実するため。
	改革プラン	貸し館に係る負担割合の見直しを図る。また、1階の老人福祉センターは高齢者福祉施設であり、内容からみて管理所管の明確化を図る。

(6)Reference【参考】

参考		
	比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）	城陽市男女共同参画支援センター 　職員配置状況：館長1名、職員1名、嘱託職員2名、臨時職員2名 京田辺市女性交流支援ルーム 　職員配置状況：所長1名、男女共同参画アドバイザー2名、嘱託職員1名
	特記事項 （根拠法令・事業の沿革など）	根拠法令：男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法 木津川市女性センター条例 木津川市女性センター条例施行規則

事業概要説明資料

事業名：女性センター運営事業（運営事業）

担当課：人権推進課

この事業の目的は

女性の自立及び社会参加の促進並びに女性労働者の福祉の増進を図り、男女が共に支え合う社会の実現に寄与する。男女共同参画社会促進の拠点としての充実した運営を行う。

この事業は、いつ、どこで、何を、誰にしていますか？
（補助金を出している場合は、相手はどんなことをしている団体ですか？）

女性センターにおいて、市民対象に各種講座の開催、相談業務、自主サークル活動の支援を実施。隔年ではあるが、福祉会館まつりを開催（次回は平成 24 年度）

事業の結果はどうでしたか？

各種講座については、参加者から満足との評価をいただいている。今後も開催してもらいたいとの要望もある。また改善点（託児制度等）も見受けられるので、今後の課題として見直しを含めて検討する。
相談業務については、相談場所（部屋）の確保及び相談日について検討する。
自主サークル活動については、引き続きセンター利用について指導を行っていく。

その他

予算を何に使っていますか？（平成 22 年度決算額）

内　　容	金　　額(円)	備　　考
女性センター運営委員会委員報酬	57,000	
生活技術援助等講座　14 講座／年	327,100	
相談員謝礼（相談７回分）	35,000	
ＭＯＳ資格取得対策講座　２回／年	78,225	
普通旅費	59,080	
その他（保険料・使用料・負担金等）	58,776	
合計	615,181	

事業概要説明資料

事業名：女性センター運営事業（管理事業）

担当課：人権推進課

この事業の目的は

男女共同参画社会促進の拠点としての充実した管理運営を行う

この事業は、いつ、どこで、何を、誰にしていますか？
（補助金を出している場合は、相手はどんなことをしている団体ですか？）

１階は相楽老人福祉センター・２階女性はセンターの複合施設（福祉会館）である。
市民に対し、目的内使用の貸し館業務、目的外使用の貸し館業務を行っている。
本事業は施設の維持管理費であり、光熱水費の大半は１階老人福祉センターの浴場が占めている。

事業の結果はどうでしたか？

開館から 25 年を迎え、施設の老朽化が進んでいる。空調設備、雨漏り、床下湿気等の修理及び改修が必要である。

その他

予算を何に使っていますか？（平成 22 年度決算額）

内　　容	金　　額(円)	備　　考
需用費（消耗品・燃料費・光熱水費等）	2,489,536	
通信運搬費	217,881	
役務費（車検手数料・自動車損害保険料等）	39,310	
施設管理委託料（剪定・除草、警備、清掃、各種保守点検、ボイラー等）	1,503,330	
放送受信料	40,635	
その他（賃借料、備品購入、公課費等）	97,236	
合計	4,387,928	

女性センター運営事業（参考資料）

開設年月日	昭和 61 年４月１日 木津町福祉会館　１階　老人福祉センターB 型　　２階　働く婦人の家 平成 16 年４月１日　２階働く婦人の家から女性センターに名称変更
開館状況	毎週火曜日から日曜日開館（月曜日、祝祭日、12 月 29 日から１月３日は休館日） 執務時間　午前８時 30 分から午後５時 15 分 開館時間　午前９時から午後５時 15 分 （現在、金曜日のみサークルが利用するため午後９時まで開館）
配置職員の状況	正職員２名（所長、課長補佐兼係長） 嘱託職員１名（指導員）　臨時職員１名（事務）
女性センター内の実施事業	女性の自立及び就業を支援する講座等の開催。女性問題相談。 男女共同参画促進講座。自主サークル活動の支援（28 サークル）。
老人福祉センター部分の状況	・サークル活動（３団体・囲碁、カラオケ、マジック） ・近隣在住の高齢者の憩いの場（毎週木曜、土曜日　午前９時から午後４時） ・浴場（毎週土曜日、午前 10 時から午後３時） ・ヘルストロン（交流高圧電界電位治療器）、血圧測定器 ・各種団体（文化協会等）が貸し館利用
施設本体の経過	昭和 60 年建築 昭和 61 年４月　開館
施設貸出の有無	有
駐車場の状況	15 台が限度であり、かなり手狭である。
利用者アンケート等の実施経過	各講座終了時にアンケート調査を実施し、意見及び要望を次回の講座に活かしている。
利用者の世代層	統計は取っていないが、50 代、60 代の女性が大半を占めている。 講座については、託児制度を設けているものも有り、20 代、30 代の女性の方の参加が増加している。
施設の啓発方法	各種講座の案内、研修の案内（ポスター、チラシ、広報）、木津川市ホームページを通じて施設の存在を周知している。
施設の年間利用者数	別紙１のとおり
相談業務実施件数	別紙２のとおり
女性センター条例	別紙３のとおり

別紙－１

平成23年度第1回事業仕分け
女性センター運営管理事業　参考資料

女性センター利用状況一覧表

○平成21～23年度　女性センター利用件数及び利用人数

利用区分	平成21年度		平成22年度		平成23年度（6月末）	
	件数（件）	人数（人）	件数（件）	人数（人）	件数（件）	人数（人）
講座	62	844	65	1313	30	440
サークル	504	4266	579	4851	147	1258
事業	68	1504	70	1346	7	8
その他	140	1136	116	1092	24	138
合計	774	7750	830	8602	208	1844

※　講座：定期、短期講座　サークル：女性センター自主サークル　事業：相談、福祉会館まつり、キラリさわやかフェスタなど　その他：貸館、その他の利用

○平成22年度　女性センター・老人福祉センター月別稼動数

利用区分		概算定員（人）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計（回）
女性センター	会議室	25	25	33	36	29	16	26	22	23	20	21	23	24	298
	講習室	50	22	26	30	29	14	26	26	25	23	19	23	24	287
	軽運動室		15	15	16	18	9	17	18	15	18	14	15	16	186
	調理室	40	4	3	8	12	3	5	11	7	8	5	6	4	76
	和室（1）	20	2	0	1	3	0	0	2	0	0	2	0	2	12
	和室（2）	20	2	0	1	3	0	0	2	0	0	2	0	2	12
	託児室	30	0	1	1	1	0	0	2	0	0	0	0	2	7
	相談室	4	4	2	2	2	2	2	1	0	1	1	0	0	17
老人福祉センター	集会室	90	13	16	18	18	12	17	16	12	13	12	14	17	178
	和室(1F)	16	16	18	18	16	12	16	18	16	14	16	18	18	196
	ロビー横		50	48	52	54	52	50	54	46	46	48	46	54	600
	浴室		8	10	8	10	6	10	8	8	8	8	8	8	100
合計（回）		295	161	172	191	195	126	169	180	152	151	148	153	171	1969

○平成22年度　女性センター・老人福祉センター各部屋の稼動実績

利用区分		利用可能数（回）	稼動数〈貸館含〉（回）	稼働率（%）	貸館数の状況（回）		
女性センター	会議室	600	298	49.66%	全額負担 1	半額負担 2	負担なし 6
	講習室	600	287	47.83%	全額負担 46	半額負担 2	負担なし 2
	軽運動室	600	186	31.00%	全額負担 75	半額負担 4	負担なし 1
	調理室	600	76	12.66%	全額負担 0	半額負担 21	負担なし 7
	2F和室（1）	600	12	2.00%	全額負担 0	半額負担 2	負担なし 1
	2F和室（2）	600	12	2.00%	全額負担 3	半額負担 5	負担なし 4
	託児室	600	7	1.16%	全額負担 3	半額負担 7	負担なし 4
	相談室	600	17	2.83%			
老人福祉センター	集会室	600	178	29.66%			
	１Ｆ和室	600	196	32.66%			
	1Ｆロビー横（ヘルストロン）	600	600	100.00%			
	浴室	100	100	100.00%			
合計		6700	1969		合計　128	合計　43	合計　25

開館日数300日／午前・午後600回	稼動数　31.79%	全貸館数　196回

別紙－２

平成23年度第1回事業仕分け
女性センター運営管理事業　参考資料

平成22年度女性相談実績一覧表

相談内容		受付件数	館処理(継続中含む)	フェミニストカウンセリング	ケース会議など	関係機関紹介	備考
生き方	老後・孤独	0	0	0	0	0	
こころ	不安・イライラ・抑うつ	11	4	6	0	1	※山城保健所
からだ	更年期・健康・医療不信	3	1	0	0	2	※法テラスへ ※社会福祉課へ
仕事	就労・雇用	1	1	0	0	0	
夫婦	離婚問題	10	7	0	1	2	※法テラスへ ※社会福祉課へ
	性格上の不満	2	2	0	0	0	
	ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）	19	13	0	3	3	※京都家庭支援センターへ ※社会福祉課へ ※他相談所を紹介
	性	3	1	1	0	1	※山城保健所
親子・家庭	介護・医療・子育て	4	4	0	0	0	
人間関係	いじめ・近隣トラブル	0	0	0	0	0	
性	セクシャル・ハラスメント他	3	3	0	0	0	
暮らし	税金・保険・福祉	1	1	0	0	0	
その他	お礼・苦情・問合せ	0	0	0	0	0	
合計		57	37	7	4	9	

別紙－３

平成 23 年第１回事業仕分け

女性センター運営事業

木津川市女性センター条例

平成 19 年3月 12 日条例第 143 号

（設置）

第１条　女性の自立及び社会参加の促進並びに女子労働者の福祉の増進を図り、もって男女が共に支え合う社会の実現に寄与するため、木津川市女性センター（以下「女性センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　女性センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
木津川市女性センター	木津川市相楽台４丁目３番地

（事業）

第３条　女性センターは、第１条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）　女性の自立並びに社会参加の促進のための学習及び啓発に関すること。

（２）　女性の職業能力の開発及び就労支援に関すること。

（３）　女性問題に関する情報の収集及び提供に関すること。

（４）　女性を取り巻く諸問題の相談に関すること。

（５）　女性関係団体等の育成に関すること。

（６）　男女共同参画社会の促進に関すること。

（７）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

（職員）

第４条　女性センターに所長その他必要な職員を置く。

（利用者の範囲）

第５条　女性センターを利用することができる者は、次に掲げる者とする。

（１）　第１条に規定する目的のために利用しようとする者

（２）　市長が特に必要があると認めた者

（利用の許可）

第６条　女性センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

２　市長は、前項の許可に、女性センターの管理上必要な条件を付けることができる。

（利用の不許可）

第７条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、女性センターの利用を許可しない。

（１）　公益を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

（２）　施設又は附属設備を汚損し、又は破損するおそれがあるとき。

（３）　前２号に掲げるもののほか、施設の管理運営上支障があると認められるとき。

（使用料）

第８条　女性センターの使用料は、無料とする。ただし、市長が必要と認める場合は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

（使用料の還付）

第９条　既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（利用許可の取消し等）

第 10 条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の許可を取り消し、又は利用を中止させ、若しくは変更させることができる。

（１）　利用者が、この条例又は条例に基づく規則の規定に違反したとき。

（２）　利用者が、許可の条件に違反したとき。

（３）　前２号に掲げるもののほか、女性センターの管理上支障があるとき。

（特別の設備）

第 11 条　利用者は、女性センターの利用に当たっては、特別の設備をし、又は既存の設備を変更することができない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

（損害賠償の義務）

第 12 条　利用者は、女性センターの建物、附属施設又は器具類を破損し、又は滅失したときは、速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

（運営委員会）

第 13 条　女性センターの運営に関し市長の諮問に応じ、又は意見を具申する機関として木津川市女性センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

２　運営委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

３　前２項に定めるもののほか、運営委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第 14 条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成 19 年３月 12 日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日までに、合併前の木津町女性センターの設置及び管理に関する条例（平成 15 年木津町条例第 40 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表（第８条関係）

利用施設	使用料 （１時間当たり）
料理実習室	1,500 円
軽運動室	500 円
和室（１室）	700 円
講習室	500 円
会議室	500 円
相談室	400 円

備考

１　料理実習室は、電気、ガス、水道料を含む。

２　各室とも冷暖房を使用したときは、冷暖房使用料１時間につき 100 円を加算する。

３　利用時間が１時間未満のとき、又は利用時間に１時間未満の端数があるときは、これを１時間とみなして使用料を算定する。

女性センター

女性センター全景

１階ロビー

１階和室

１階浴場

女性センター

ヘルストロン（交流高圧電界電位治療器）

２階講習室

２階図書室

２階調理室

実施計画調査票　兼　事務事業評価調査票

(1)Face【基本事項】

プロフィール	年度	平成23年度			作成年月日	平成23年8月1日
	事業名	やましろ保育園管理事業〔バス運行業務委託〕			所管	子育て支援課
	予算科目、事業コード	1-3-2-3、1165			評価責任者	福島恵子課長
	基本計画での位置付け	4	1	2	2	記入者(係)	保育係
	主な取り組み	保育需要に対応した保育園運営と施設管理			〔氏名〕	竹谷　修身
	主な事業等	やましろ保育園児童専用送迎バス輸送業務			開始年度	平成5年度

(2)Plan【計画】

事業の概要	目的	対象(何を、誰に)	やましろ保育園の園児を専用バスにより送迎している。
		目的(どのような状態にしたいのか)	旧山城町の北部・南部地域(旧第1・2保育園区域)に在住する保育園児の通園の利便性を図る。
		全体事業の概要(どれだけ、いつまで)	旧第3保育園区以外の3歳児以上の児童を保育園までバスにより送迎する。
	各年度の手段(どの年度にどれだけ)	平成23年度	送迎バスの利用申請のあった園児(102名)の送迎を行う。運転手1名と添乗者として保育士1名(4月は2名)を乗車させる。
		平成24年度	同上
		平成25年度	同上
	実施方法(誰が、どのように)		☐ 直接実施
			☑ 委託業務又は指定管理　(委託先又は指定管理者 :運転手派遣業者)
			☐ 補助金(直接・間接)　(補助先及び実施主体:　)
			☐ 貸付　(貸付先:　)

(3)Do【実施】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	総事業費	備考
コスト	予算額(千円)	3,741	3,698	3,708	3,708	3,708		
	決算額(千円)	3,543	3,575					
	一般財源	3,543	3,575	3,708	3,708	3,708		
	国庫・府補助							
	その他特定財源							
	地方債							
	従事職員数 正職員	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60		
	従事職員数 臨職等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	人件費	4,870	4,876	4,842	4,842	4,842		
	事業費合計(千円)	8,413	8,451	8,550	8,550	8,550		

特定財源の詳細(H22)	名称	補助率(負担割合)	補助額等
内訳 国庫補助			
内訳 府補助			
内訳 その他特定財源			

平成22年度事業費内訳	細事業	事業量	事業費
	バス運行業務委託料	月～金 2台3往復/日	2,756
	消耗品		4
	燃料費		270
	修繕料		409
	車検手数料		32
	自動車損害保険料		28
	バス重量税		76
	合　計		3,575

実施結果(22年度実績、どうなったのか)	243日運行(バス2台3コース・無償運行)児童の通園の利便性を図った。

(4) Check【検証】

評価指標		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	最終目標	推移
活動	バス運行日数 単位：運行日数	243	243	243	243	243		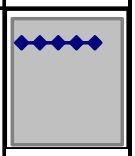
コスト	事業費合計/運行日数 単位：円	34,620	34,776	35,185	35,185	35,185		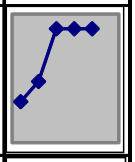
成果	利用率 単位：%	50	48	46	46	46		

総合評価		達成度	効率性	成果
3：高い（良くなった） 2：普通（変わらない） 1：低い（好ましくない）	実施事業評価	2	2	2
	継続性評価	目的・対象・手段の妥当性：1	緊急性・必要性：2	

評価結果

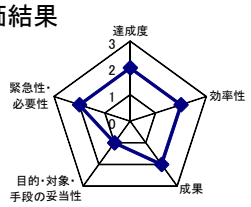

(5) Action【改善】

改善・改革		
	今後の方向性	☐ 終了　☐ 縮小等による見直し　☑ 効率化等による見直し　☐ 継続　☐ 充実 バス運行業務について、今後のあり方の検討を進める。
	方向性の理由	①旧山城町での保育園の統廃合からすでに18年が経過しており、送迎バスも老朽化している。 ②市の基準に基づいた保育料を納めているにもかかわらず、送迎バスを利用できる保護者と利用できない保護者が存在し、不平等が生じている。
	改革プラン	バス運行業務について、今後のあり方を検討を進める。

(6) Reference【参考】

参考		
	比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）	宇治市・城陽市・京田辺市 類似の保育園送迎バスは実施なし
	特記事項 （根拠法令・事業の沿革など）	木津川市立やましろ保育園児童専用送迎バス運行管理規程 木津川市立やましろ保育園児童専用送迎バス利用規程

事業概要説明資料

事業名：やましろ保育園管理事業〔バス運行業務委託〕

担当課：子育て支援課

この事業の目的は

旧山城町において、平成５年に保育園の統廃合をおこない上狛保育園（第１保育園）と棚倉保育園（第２保育園）を同町中心部に立地する第３保育園に統合し、同保育園をやましろ保育園として開設した。

この際、廃止した２園が立地する同町北部・南部からの通園の利便性を図るため、保育園送迎バスの運行を始めた。

当時の保育園の統廃合の条件

①保育園送迎バスを無料で運行すること。

対象：第３保育園以外の区域の３歳児以上の児童

②保育サービスとして、８か月からの乳児保育を実施すること。

この事業は、いつ、どこで、何を、誰にしていますか？
（補助金を出している場合は、相手はどんなことをしている団体ですか？）

○い　つ　　平成５年度からやましろ保育園開所日の月～金に実施

○どこで　　やましろ保育園

○何を、だれに　保育園バスによる園児の送迎を、旧第３保育園以外の区域の３歳児以上の児童を対象に実施している。

・上狛コース（１往復）

迎え　第１便（所要時間 30 分）　送り　第１便（所要時間 35 分）

・棚倉コース（２往復）

迎え　第１便（所要時間 17 分）　第２便（所要時間 22 分）

送り　第１便（所要時間 22 分）　第２便（所要時間 17 分）

事業の結果はどうでしたか？

旧山城町の北部・南部地域（旧第１・２保育園区域）に在住する保育園児の通園の利便性を図っている。ただし、次の問題も発生している。

・保育園送迎バスには、添乗者としてそれぞれ保育士１名（４月は２名）が同乗しており、保育士の負担増となっている。

・棚倉コースは１台で２往復するため、送迎に時間がかかり園児を待たせる状態となっている。

・送迎バスの出発時間（送りの始発　午後３時 20 分）に合わせるため、園児の昼食時間、昼寝時間、おやつの時間等が十分に確保できていない。

・保育園の事業が送迎バスの到着・出発時間によって制限されている。

・棚倉コース第２便の保育園到着時間は、午前９時 24 分であるため、登園時間が他保育園よりも 30 分遅い午前９時 30 分となっている。

木津川市の保育時間	平　日	午前８時 30 分 ～ 午後４時 30 分
	土曜日	午前８時 30 分 ～ 正午

・バスの配車時間は次のとおりであり、フルタイムで就業している保護者と０～２歳児の保護者は送迎バスを利用できない状況となっている。このことで、市の基準に基づいた保育料を納めているにもかかわらず、送迎バスを利用できる者と利用できない者が存在し、保護者間に不公平が生じている。

上狛コース（１往復）	迎え	午前８時 30 分～午前９時 00 分頃
	送り	午後３時 35 分～午後４時 10 分頃
棚倉コース（２往復）	迎え	午前８時 30 分～午前８時 47 分頃　午前９時 02 分～午前９時 24 分頃
	送り	午後３時 20 分～午後３時 42 分頃　午後４時 00 分～午後４時 17 分頃

その他

予算を何に使っていますか？（平成 22 年度決算額）

内　　容	金　　額	備　　考
バス運行業務委託料	2,756 千円	
消耗品	4 千円	
燃料費	270 千円	
修繕料	409 千円	
車検手数料	32 千円	
自動車損害保険料	28 千円	
バス重量税	76 千円	
合　計	3,575 千円	

やましろ保育園管理事業（バス運行業務委託）

<table>
<tr><td>運行開始日</td><td>平成５年４月１日（やましろ保育園開所日）</td></tr>
<tr><td>運行の経過</td><td>
昭和 31 年に上狛町、高麗村、棚倉村が合併し、山城町が誕生した。
昭和 42 年に上狛地域に最初の町立保育園である上狛保育園（第１保育園）が開園し、昭和 44 年に棚倉地域に棚倉保育園（第２保育園）、昭和 55 年に高麗地域に第３保育園をそれぞれ開設した。
しかしながら、その後徐々に児童数が減少し、３か所での保育園運営は、人件費や光熱水費等がかさみ、運営上も非効率であり、健全な行財政を維持する上でも望ましくないことから、平成５年に第３保育園の大規模改修及び増設を行い、山城町の中心部に立地する第３保育園に第１保育園と第２保育園を統合し、やましろ保育園として開設した。統廃合に当たっては、保護者の理解と協力を求めることから、廃止した２園が立地する山城町北部及び南部からの通園の利便性を図るため、保育園送迎バスを無料で運行することとなった。
保育園の統廃合の条件
①保育園送迎バスを無料で運行すること。
対象:第３保育園以外の区域の３歳児以上の児童
②保育サービスとして、８か月からの乳児保育を実施すること。
<table>
<tr><th>とき</th><th>経過</th><th colspan="2">対象児童</th></tr>
<tr><td rowspan="2">S42 年</td><td rowspan="2">上狛地域に上狛保育園（第１保育園）開園</td><td>S42 年～</td><td>４～５歳児</td></tr>
<tr><td>S52 年～</td><td>３～５歳児</td></tr>
<tr><td rowspan="2">S44 年</td><td rowspan="2">棚倉地域に棚倉保育園（第２保育園）開園</td><td>S44 年～</td><td>４～５歳児</td></tr>
<tr><td>S52 年～</td><td>３～５歳児</td></tr>
<tr><td>S55 年</td><td>高麗地域に第３保育園開園</td><td colspan="2">１～５歳児</td></tr>
<tr><td>H５年</td><td>やましろ保育園開園（町立保育園３か所を統廃合）</td><td colspan="2">０～５歳児</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>バスの仕様・台数</td><td>
台数　２台
仕様
<table>
<tr><th>区分</th><th>京都 200 は 134</th><th>京都 22 ゆ 227</th></tr>
<tr><td>自動車の種別</td><td colspan="2">普通</td></tr>
<tr><td>用途</td><td colspan="2">乗合</td></tr>
<tr><td>自家用・事業用の別</td><td colspan="2">自家用</td></tr>
<tr><td>車体の形状</td><td colspan="2">キャブオーバー</td></tr>
<tr><td>乗車定員</td><td colspan="2">大人３人＋幼児 51 人／1.5 人</td></tr>
<tr><td>総排気量</td><td colspan="2">3.46 リットル</td></tr>
<tr><td>燃料の種類</td><td colspan="2">軽油</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>バスの消耗状況（運行距離・経過年数）</td><td>
<table>
<tr><td>区分</td><td>京都 200 は 134</td><td>京都 22 ゆ 227</td></tr>
<tr><td>運行距離</td><td>139,100 km（H23,3,14 現在）</td><td>137,500 km（H23,3,4 現在）</td></tr>
<tr><td>経過年数</td><td>18 年６か月
（初年度登録 H5,3）</td><td>18 年６か月
（初年度登録 H5,3）</td></tr>
<tr><td>使用可能地域</td><td colspan="2">ＮＯｘ・ＰＭ対策地域外
関西圏の対策地域（H15 年 10 月現在）
大阪府；大阪市ほか 37 市町郡　兵庫県；神戸市ほか 12 市町</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>バスの利用率</td><td>
<table>
<tr><td rowspan="2">年度</td><td colspan="4">上狛コース（１往復）</td><td colspan="4">棚倉コース（２往復）</td><td rowspan="2">合計①</td><td rowspan="2">児童数②</td><td rowspan="2">利用率①／②</td></tr>
<tr><td>３歳</td><td>４歳</td><td>５歳</td><td>計</td><td>３歳</td><td>４歳</td><td>５歳</td><td>計</td></tr>
<tr><td>H19</td><td>10</td><td>13</td><td>12</td><td>35</td><td>16</td><td>28</td><td>26</td><td>70</td><td>105</td><td>214</td><td>49%</td></tr>
<tr><td>H20</td><td>7</td><td>11</td><td>16</td><td>34</td><td>17</td><td>23</td><td>29</td><td>69</td><td>103</td><td>213</td><td>48%</td></tr>
<tr><td>H21</td><td>8</td><td>11</td><td>18</td><td>37</td><td>19</td><td>31</td><td>20</td><td>70</td><td>107</td><td>216</td><td>50%</td></tr>
<tr><td>H22</td><td>9</td><td>9</td><td>13</td><td>31</td><td>21</td><td>27</td><td>29</td><td>77</td><td>108</td><td>223</td><td>48%</td></tr>
<tr><td>H23</td><td>12</td><td>14</td><td>7</td><td>33</td><td>16</td><td>25</td><td>28</td><td>69</td><td>102</td><td>224</td><td>46%</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>直接送迎している保護者の状況</td><td>①０～２歳児までの保護者
②０～２歳児までの兄弟姉妹がいる３歳児以上の保護者
③３歳児以上で早朝・延長保育を利用している保護者
④３歳児以上で送迎可能な保護者
⑤旧第３保育園の通園区域内の保護者</td></tr>
<tr><td>バスの運行ルート</td><td>別紙１のとおり</td></tr>
<tr><td>バスを廃止した時に想定する問題点</td><td>保護者送迎用駐車場の確保</td></tr>
<tr><td>バス関係例規</td><td>別紙２のとおり</td></tr>
</table>

別紙－１

平成 23 年第１回事業仕分け

やましろ保育園管理事業（バス運行業務委託）

バスの運行ルート

上狛コース

No	（迎え）		（送り）		
	乗降時間	指定乗降場所	乗降時間		指定乗降場所
	午前			午後	
①	8：30 頃	三吉屋前	—	3：35 頃	保育園発
②	8：30 頃	消防詰め所前	⑩	3：40 頃	神童子墓下前
③	8：31 頃	柳沢診療所前	—	4：00 頃	保育園発
④	8：32 頃	南都銀行前	⑨	4：02 頃	花田駐車場前
⑤	8：34 頃	松原獣医前	⑧	4：03 頃	坂田商店前
⑥	8：35 頃	旧柿木歯科前	⑦	4：04 頃	林
⑦	8：36 頃	林	⑥	4：05 頃	古川商店前
⑧	8：37 頃	坂田商店前	⑤	4：06 頃	松原獣医前
⑨	8：39 頃	若菜医院前	④	4：07 頃	南都銀行前
—	8：41 頃	保育園着	③	4：08 頃	柳沢診療所前
⑩	9：00 頃	神童子墓下前	②	4：09 頃	消防詰め所前
			①	4：10 頃	三吉屋前

棚倉コース（迎え）

第１便			第２便		
No	乗降時間	指定乗降場所	No	乗降時間	指定乗降場所
	午前			午前	
①	8：30 頃	不動下橋北詰	⑫	9：02 頃	棚倉駅西口ロータリー
②	8：33 頃	中野氏宅前	⑪	9：04 頃	ァスピアやましろ前
③	8：35 頃	前田氏宅前	①	9：07 頃	不動下橋北詰
④	8：36 頃	天神川光明橋北詰	②	9：10 頃	中野氏宅前
⑤	8：37 頃	京都酒造前	③	9：12 頃	前田氏宅前
⑥	8：38 頃	棚倉小学校前	④	9：13 頃	天神川光明橋北詰
⑦	8：40 頃	梅本酒店前	⑤	9：14 頃	京都酒造前
⑧	8：41 頃	富岡氏宅前	⑥	9：15 頃	棚倉小学校前
⑨	8：43 頃	棚倉駅東	⑦	9：17 頃	梅本酒店前
⑩	8：45 頃	奈良線ガード東詰	⑧	9：18 頃	富岡氏宅前
—	8：47 頃	保育園着	⑨	9：20 頃	棚倉駅東
			⑩	9：22 頃	奈良線ガード東詰
			—	9：24４頃	保育園着

棚倉コース（送り）

第１便			第２便		
No	乗降時間	指定乗降場所	No	乗降時間	指定乗降場所
	午後			午後	
—	３:20 頃	保育園発	—	４:00 頃	保育園発
⑩	３:22 頃	奈良線ガード東詰	⑩	４:02 頃	奈良線ガード東詰
⑨	３:24 頃	棚倉駅東	⑨	４:04 頃	棚倉駅東
⑧	３:25 頃	富岡氏宅前	⑧	４:05 頃	富岡氏宅前
⑦	３:26 頃	梅本酒店前	⑦	４:06 頃	梅本酒店前
⑥	３:27 頃	棚倉小学校前	⑥	４:07 頃	棚倉小学校前
⑤	３:29 頃	京都酒造前	⑤	４:09 頃	京都酒造前
④	３:30 頃	天神川光明橋北詰	④	４:10 頃	天神川光明橋北詰
③	３:31 頃	前田氏宅前	③	４:11 頃	前田氏宅前
②	３:33 頃	中野氏宅前	②	４:13 頃	中野氏宅前
⑪	３:40 頃	ァスピアやましろ前	①	４:17 頃	不動下橋北詰
⑫	３:42 頃	棚倉駅西口ロータリー			

別紙－２

平成 23 年第１回事業仕分け

やましろ保育園管理事業（バス運行業務委託）

バス関係例規

○木津川市立やましろ保育園児童専用送迎バス運行管理規程

平成 19 年３月 12 日訓令第 24 号

（趣旨）

第１条　この訓令は、市が所有する木津川市立やましろ保育園児童専用送迎バス（以下「送迎バス」という。）の円滑な運行と安全管理を図るため、送迎バスに関し必要な事項を定めるものとする。

（安全運転管理者等）

第２条　送迎バスの安全運転管理者は、総務部総務課長とする。

２　安全運転管理者は、常に良好な状態で使用することができるよう整備し、及び管理に努めなければならない。

３　送迎バス整備責任者は、市長が任命し、又は委嘱するものとする。

（運転者）

第３条　送迎バスの運転者（以下「運転者」という。）は、安全運転管理者が指定した者とする。

２　運転者は、運転の始期及び終期には、必ず車両点検を行い、常に周到な注意をもって運転しなければならない。

３　運転者は、運行終了後、運行日誌に必要事項を記入し、送迎バスの鍵を添えて木津川市立やましろ保育園長（以下「園長」という。）に提出するものとする。

（添乗者）

第４条　送迎バスを運行する際は、運行補助者（以下「添乗者」という。）を必ず添乗させなければならない。

（報告）

第５条　運転者及び添乗者は、送迎バスの運行において異常があると認めたときは、直ちに園長に報告しなければならない。

２　園長は、運転者から提出された運行日誌に基づき、異常の有無を安全運転管理者に報告しなければならない。

（運行の対象者及び範囲）

第６条　送迎バスの利用者は、木津川市立やましろ保育園児童専用送迎バス利用規程（平成 19 年木津川市告示第 49 号）第２条に規定する要件を満たす児童及び市長がその利用を特に必要と認める者とする。

２　送迎バスは、木津川市保育所管理運営規則（平成 19 年木津川市規則第 66 号）第５条に規定する保育時間内において、送迎バスを運行することにより、保育運営上効果があり、かつ、その必要性があると認められる場合に限り、運行することができる。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（運行制限）

第７条　安全運転管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、送迎バスの運行を制限し、又は中止することができる。

（１）　送迎バスの運行区域内において、災害が発生すると予想される場合又は発生した場合

（２）　前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合

（運行計画）

第８条　送迎バスの運行計画は、特別の場合を除き、毎年度当初までに乗降指定場所を含めて園長が策定し、安全運転管理者に報告するものとする。

２　園長は、運行計画を年度途中において変更する場合は、変更を要する月の初日から起算して１か月前までに安全運転管理者に報告しなければならない。

（委託）

第９条　市長は、必要に応じ、送迎バスの運行を委託することができる。

（補則）

第 10 条　この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、平成 19 年３月 12 日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令の施行の日の前日までに、合併前の山城町立保育所児童専用送迎バス運行管理規程（平成４年山城町規程第３号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この訓令の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

○木津川市立やましろ保育園児童専用送迎バス利用規程

平成19年３月12日告示第49号

（目的）

第１条　この告示は、木津川市立やましろ保育園（以下「保育園」という。）における入園児童の送迎について、木津川市保育所管理運営規則（平成19年木津川市規則第66号）第８条の規定にかかわらず、送迎が困難な家庭の児童について、木津川市立やましろ保育園児童専用送迎バス（以下「送迎バス」という。）を運行することにより、保護者による送迎の軽減を図り、もって児童福祉の向上に資することを目的とする。

（対象児童）

第２条　送迎バスを利用することができる者は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

（１）　市長があらかじめ指定した送迎バス運行地域内の児童

（２）　家庭の事情において児童の保育園までの送迎が困難な家庭に属し、かつ、送迎バスの安全運行管理上、支障のない児童

（３）　木津川市立保育所管理運営規則第５条に規定する保育時間の保育を受ける児童

（４）　前年度中に満３歳以上に達した児童だけを入所承諾した家庭に属する児童

（乗降指定場所）

第３条　市長は、送迎バスの乗降指定場所を前条第１号に規定する地域の入所承諾予定児童数により、毎年度当初までに指定するものとする。

（利用申請）

第４条　送迎バスを利用しようとする児童の保護者は、事前に保育園送迎バス利用申請書（別記様式第１号）を、市長に提出しなければならない。

（利用の許可又は不許可）

第５条　市長は、前条の申請書を受理したときは、第２条に規定する要件に該当するかどうか及び当該児童の属する家庭の就労状況等の調査結果に基づき、利用の可否を決定し、保護者に通知するものとする。

（利用の変更）

第６条　市長は、前条の規定による通知後、当該児童が第２条に規定する要件に該当しなくなったと認められる場合又は当該児童の保護者から送迎バスの利用に関して保育園送迎バス利用変更申請書（別記様式第２号）の提出があった場合において、送迎バスの利用変更を決定したときは、児童の保護者に対してその旨通知する。

（補則）

第７条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成19年３月12日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の日の前日までに、合併前の山城町立保育所児童専用送迎バス利用規程（平成４年山城町規程第４号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

やましろ保育園送迎バス

バス写真（1-34）

バス写真（2-27）

バス外観

バス内装

メ　モ